

シカ・サル・イノシシによる 被害を防ぐために

野生動物から
農作物を守る





なぜ、被害が起こる？

<シカ・サル・イノシシたちの事情>

【野生動物全般】

植栽地での間伐などの手入れ不足並びに開発により、野生動物の食物や生息地が減少しています。

一方、中山間地域などでは、高齢化などにより農地の手入れがゆきとどかず、遊休農地が増加しています。

このように、農作物被害が増加している背景には、シカ・サル・イノシシなどの野生動物と、人間の双方の事情があるといわれています。

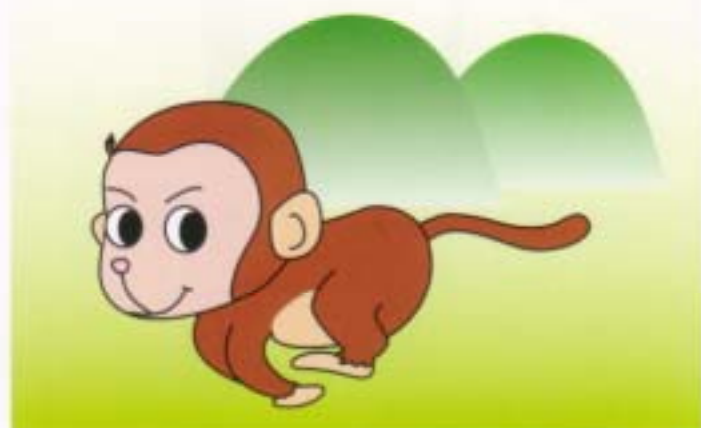
シカ

- 明治から昭和初期にかけて激減しましたが、保護対策の結果と積雪の減少や天敵(オオカミ)の絶滅等の自然環境の変化が影響し、分布と個体数が回復しています。特に、ブナ林などでシカが過密化し、植生への影響やシカの栄養状態の悪化が心配されています。



サル

- 放置された果樹園などがサルの餌場となり、数が増えたり、人里近くまで分布が拡大しています。



イノシシ

- 中山間地域の水田などが耕作されなくなり、イノシシの餌場や隠れ家になったため、個体数が増加しています。



II

被害をなくすには

＜これだけはやりましょう＞

●誘引しない

取り残したクリ、カキ、シイタケなどは、知らず知らずのうちに野生動物を畑に引き寄せています。なぜならば、彼らに餌を与えているのと同じだからです。

収穫に適した時期があるわけですが、早めに収穫することが被害防止につながります。

●裏山の見通しをよく

畑周辺にツルや草が繁茂していると、野生動物はその「やぶ」を伝って、畑に忍び寄ってきます。ですから、草刈りをして、見通しを確保し、接近ルートを断ちましょう。

●追い払い、見張り

畑に野生動物が出てきたら、追い払いましょう。畑の近くで談笑したり、ゲートボールをすることも、畑を見張っていることになります。

また、地域の方々が集団で地域内を散策することも追い払いになります。

最高の餌場を見つけた彼らは、いつも機会をねらっています。



(藤野町紙谷地内)

防護柵やネットは、農地全体を囲み、地表面を平らにして柵の下に隙間を作らないことが重要です。さらに、木を伝わっての侵入防止のため必要に応じて天井部を覆うことも有効です。

I シカ



習性

- ・昼夜の区別なく活動します。(畑への出没は人がいない夜間)
- ・1産1子、年1回出産。交尾期は秋、出産期は春～初夏・初産は概ね2歳
- ・寿命はオス(10～12年)メス(15～20年(地域差があります))
- ・通常オス、メスで別々のグループを作ります。
- ・雪の多い地域では、冬は雪の少ない場所に移動します。
- ・大食漢で、1日に5キロ程度を食べます。

食物

- ・アセビ等の特定種を除いて、ほとんど全ての植物を食べます。

(1)個人でできるシカ対策

ア、柵について

シカによる農作物被害を防止するもっとも効果的な方法は、植林地や畑を柵で囲うことです。ネットフェンスが有効といわれています。

魚網、防風網が使われることがありますが、網にシカが詰まり穴があくことがあります。日頃から柵の管理に気を配る必要があります。

また、竹を縦に割ってつなげ、柵にしてシカの侵入を防いでいる例もあります。

〈柵の効果を生かすために工夫している例〉

- 竹を置くなどして足場を不安定にします。
- 着地場所を見えなくします。

イ、その他の方法

効果は一時的ではあるが、回転灯や点滅ライトによる威嚇、犬などの天敵の糞尿、古タイヤ、様々な刺激臭などによる嗅覚的刺激並びに、爆竹、警戒音、鉄砲の音などによる威嚇をします。

(2)地域でできるシカ対策

ア、防止柵の管理

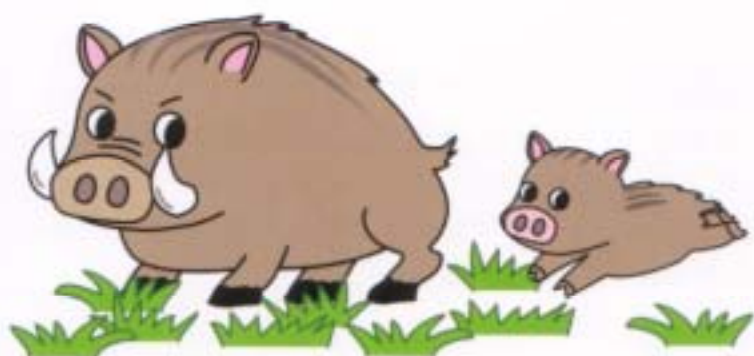
イ、被害状況の情報交換

ウ、狩猟による駆除

広域獣害防止柵について

神奈川県では、平成14年度から3ヶ年の事業として、市町村と連携協力して農地と森林の境界部に広域獣害防止柵(シカ・サル)を設置します。

3 イノシシ



習性

- ・本来は昼行性(畑への出没は人がいない夜間)、1産2～8子、年1回出産
- ・交尾期は冬～初春、出産期は春～初夏
- ・初産は約2歳、平均寿命は5～10歳
- ・通常群れはつきりません。

食物

ミミズ、昆虫、カエルなど

(1) 個人でできるイノシシ対策

ア、柵について

侵入防止柵にはかなりの強度が求められます。柵の外側に助走を困難にする構造物や、網などを置くと効果が期待できます。

構造物や網の位置は、柵から少し遠ざけることでイノシシの跳躍力を抑制することができます。イノシシの跳躍可能高は約120cmといわれています。

イノシシは力が強いので、網などの下をくぐられないようにするためには、石を置くよりも杭を打ち込むほうが有効です。

イ、その他

田畑周辺の耕作放棄地の刈り払いを行うことで、山から現れてくるイノシシの警戒心を高い状態に保つことができます。

畑周辺にツルや草が繁茂していると、イノシシはその「やぶ」を伝って、畑に忍び寄ってきます。ですから、草刈りをして、見通しを確保し、接近ルートを断ちましょう。



イノシシ侵入防止モデルネット

(城山町川尻地内)

(2) 地域でできるイノシシ対策

イノシシは高い知能を持った動物です。追い払いや狩猟による駆除など、組織的な対応が必要だといわれています。

2 サル



習性

- ・昼行性、1産1子、隔年出産、交尾期は秋～初冬
- ・出産期は春～初夏、8歳までに初産、寿命は20年前後
- ・群れで行動します。オスは単独行動する習性もあります。
- ・群れごとの行動域は少し重複しながら隣り合っています。

食物

ヤマザクラ、アケビ、ドングリ、昆虫など



(1)個人でできるサル対策

ア、農地周辺

(ア)餌付けにつながる要因をなくすのが鉄則

農地の野菜や果実の取り残しは、サルに農作物の味を覚えさせ、被害を拡大させる結果を招くので、農作物は取り残さず全て(野菜くずや芋がらも)収穫します。また、林縁部には農作物を作付けせず、ある程度間隔をとっておくと被害を防ぎやすいです。

いらない野菜や果実を農地や山際に捨てることは、サルを招き寄せ被害を拡大させる結果につながるのので、埋めるなどサルの餌にならないように工夫します。

なお、山中にいらない野菜や果実を捨てるサルが農地に出てこなくなり、一時的に被害が減少したように見えるが、このことは、サルに農作物の味を覚えさせ、栄養過多により個体数の増加(多産や長生き)をもたらし、結果的に被害の拡大を招くこととなります。

(イ)畑を守るための防護柵・ネット

一人でも多くの方が、自分の畑に防護柵やネットを張れば、それだけサルにとって手ごわい畑になります。

防護柵やネットは、農地全体を囲み、地表面を平らにして柵の下に隙間を作らないことが重要です。さらに、木を伝わっての進入防止のため必要に応じて天井部を覆い、支柱は進入の手助けにならないよう外側に傾け、設置時期については、サルに進入訓練をさせないよう収穫時期の2ヶ月前程度に設置するなど、必要な時期のみ設置することが重要です。



イ、人家等周辺

(ア)生ゴミの処分

屋外に放置された生ゴミは、サルをおびき寄せ被害を発生させる原因となるので、ゴミ集積所には屋根や扉をつけ、長時間ゴミを放置しないように努め、堆肥目的に生ゴミを農地に捨てることもサルの餌になります。

(イ)庭先のカキ等果実の収穫

庭先などにあるカキ等の果実を収穫せずに放置しておくことも、サルをおびき寄せ被害を拡大させる結果を招くので、サル出没地域内では、これらの果実は取り残さず全て(腐ったものや傷のあるものも)収穫するほか、食用にしない果実も早期に取り去ります。

(ウ)その他

キャンプ場のバーベキューの残り野菜、タケノコ、節分にまいた豆、お墓の供えものも餌になるので、そのままにせずに取り去ります。

また、屋外の直売農産物は適正に管理し、人家や物置の戸締りを徹底しましょう。

(2)地域でできるサル対策

ア、畑を囲い込む。

イ、自分の畑にとらわれず、地域ぐるみでの追い払いがサル・イノシシについては大事です。

ウ、集落内の被害発生地区において、野菜くずのコンポスト化の徹底やカキ、クリの一斉収穫などに努めましょう。

エ、サルの群れがどう動いているか観察しましょう。

宮が瀬湖周辺に生息する丹沢地域個体群(ダムサイト群:54頭)並びに、藤野町及び相模湖町の北部地域に生息する南秋川地域個体群(K1群:155頭及びK2群:130頭)については農地への出没が過年にわたっています。

農作物への依存の度合いが強いため、対策としては組織的な追い払いが第一に挙げられています。

神奈川県では、平成14年度から3ヶ年の事業として、ニホンザル被害対策事業を行っています。この事業は、地域での追い払いの効果をより高めるため、サルの群れを追跡して、群れの状況、行動特性を把握するものです。



IV

お願い!

<被害実態の把握や、有害鳥獣捕獲について>

1 被害実態の把握について

対策を考えるためには、大小を問わず被害実態を正確に把握することが必要です。県としても、被害実態を把握するため、毎年有害鳥獣による農林水産物被害等調査を行っています。被害があったら必ず、津久井郡農業協同組合の各支所や町役場に連絡してください。その際には、被害時期(何月の上中下旬)、被害場所(大字・字)、被害作物(ホウレンソウ、カボチャ、スイカ、カキ等)、鳥獣名(サル、シカ等)、作付面積(m²)及び被害面積(m²)などを伺います。少ない面積の被害でもみなさんの大切な農作物の被害ですので是非ご連絡ください。

2 有害鳥獣捕獲について

有害鳥獣の捕獲は、鳥獣による農作物被害が現に生じていたり、その恐れがある場合、また、被害防除対策によっても被害等が防止できないと認められるときに行われます。シカ及びサルは県が、イノシシは町が捕獲の許可をしています。

V

特定鳥獣保護管理計画

<人と野生動物との共生をめざして>

神奈川県では特定鳥獣保護管理計画を策定し、平成15年度から実施します。これは、数が著しく増加または減少している鳥獣(特定鳥獣)がある場合に、生息状況などを勘案して、知事が定める長期的な保護管理の計画です。

具体的には、ニホンジカ及びニホンザルと人とのあつれきを軽減解消し、共存を回るため、科学的な根拠に基づいて計画的に保護管理を実施していこうとするものです。

<計画の実施体制>

県、市町村、農林業者、地域住民、農業団体、狩猟者などが連携して実施します。

鳥獣被害対策の窓口

城山町環境防災課	城山町久保沢1-3-1	042-782-1111(代表)
津久井町産業経済課	津久井町中野633	042-784-1141(代表)
相模湖町産業環境課	相模湖町与瀬896	0426-84-3211(代表)
藤野町まちづくり課	藤野町小淵2000	0426-87-2111(代表)
神奈川県津久井地区行政センター環境部	津久井町中野937-2	042-784-1111(代表)

津久井地域鳥獣・ヤマビル緊急対策会議について

津久井地域では、近年鳥獣による農作物への被害が増加しており、また、ヤマビルの吸血被害が発生していることから、これらの農作物被害や吸血被害を防止するため、生息状況や被害状況を把握して、早急に取り組むべき被害防止対策等について検討協議する組織です。構成員は、津久井郡内の4町、津久井郡農業協同組合及び神奈川県津久井地区行政センターです。